

幹事長会、運営委員会、会派代表者会議、議会改革検討会、ICT推進委員会における申し合わせ、議会改革等に関する決定事項について

幹事長会	1 質問時間、質問順について	
	①代表・一般質問時間（質問のみ） 会議規則第9条の規定に基づき、会議の時間は午後1時から午後5時の4時間（240分） 初日及び2日目に行われる諸般の報告（30分）、議案等提案理由説明・付託（60分）に要する時間をそれぞれ除く →初日の質問時間240分-30分=210分 →2日目の質問時間240分-60分=180分 →初日は交渉会派の代表質問とする （210分×所属議員数/交渉会派所属議員数） →2日目は交渉会派の一般質問終了後一人会派の質問とする （180分×所属議員数/議員定数） 会派持ち時間（上限）は、代表質問+一般質問+再質問（質問のみ、答弁は含まず） ※交渉会派の代表・一般質問時間の割振りは各会派に委ねる ※一人会派は第2回定例会から翌年の第1回定例会まで繰越することができる ※代表者・一般質問の順序は、会派所属議員が多い順に行う ※同数会派の場合は、当該会派の協議により順序を決定する	H24.6.12幹事長会提案 H26.1.15運営委員会決定
	②予算・決算特別委員会の質問時間 款別質疑 → 一人1時間以内（質問と答弁を合わせた時間） （注）正副議長、監査委員（決特のみ）は時間の割振りはしない。 総括質問 → 10分+（5分×（人数-1））（質問時間）	H23.9.15決定
	2 議会改革に関する提案の検討組織について	
	①検討項目を整理し、幹事長会、運営委員会、議会改革検討委員会の3つの組織に分け検討し、検討結果は幹事長会に報告することとした	H18.2.6決定
	②19期新たに提案された検討項目を含めて、引き続き幹事長会、運営委員会、議会改革検討会、ICT推進委員会の4つの組織で検討する	R元.7.24決定
	3 決算・予算特別委員会正副委員長の割振りについて	
	①19期の決算・予算特別委員会の正副委員長の割振りを決定	R元.6.12決定
	4 理事者の委員会中の給水について	
	①理事者の委員会中の給水を認めることを決定	H29.12.8 幹事長会決定
5 正副議長・正副運営委員長の本会議及び運営委員会への電子機器の追加持ち込みについて		
①議事運営の用途に限り、持ち込みを可能とすることを決定	R4.9.8 幹事長会決定	
運営委員会	1 申し合わせ（港区議会関係例規集に記載）	
	（上記申し合わせの変更）	H5.6.30設置
	①運営委員会は、所属議員3人に1人の割合で委員を選出（従前4人に1人の割合）	H15.6.26決定
	2 行政から議会への議案提出と各委員会への報告事項の資料提出について	
①第2・4回定例会の議案送付→招集日の1週間前	H15.6.26決定	
②第1・3回定例会の議案送付→招集日の10日前		
③各委員会の報告事項は、開会1週間前に開会通知と資料を送付		

	<p>(上記決定に伴う事務処理方法について)</p> <p>①委員会の開会通知は1週間前に資料とともに送付</p> <p>②報告事項の追加は3日前に通知</p> <p>③開会通知の審議事項は、議案及び請願並びに発案を一括して「付議案件について」と記載</p> <p>④資料は会派控室席上に送付し、委員は委員会に持参する ※なお現在は、原則サイドブックに資料を格納(R3.5.28 ICT推進委員会決定)</p> <p>⑤資料番号は開会通知送付時の報告事項の順に付番する</p> <p>⑥説明員分の資料は調整担当課長に一括送付する</p>	H15.7.17決定
	3 定例会本会議における代表・一般質問の通告期限等について	
	<p>①質問通告期限は、招集日の3日前の正午、その日が休日等に当たるときまたはその日までに休日等が入る場合は、休日等を含まない2日前の午前10時</p> <p>②ホームページに通告期限の翌日、質問者・質問事項を公開し、傍聴者にも同様に提供</p>	H15.9.2決定
	4 委員会傍聴者への資料提供(閲覧)について	
	①委員会の傍聴者に、ファイルに綴じ込んだ委員会資料を閲覧で提供する	H15.11.27了承
	5 委員会記録作成方法並びに委員長報告及び中間報告のあり方について	
	<p>①委員会記録を要点記録方式から全言記録方式に改める(速記業者への委託による)</p> <p>②委員長報告及び中間報告は、委員会記録を全言記録で作成することに伴い、簡略化する</p>	H5.2.22決定
	①15期は委員長報告が長文化の傾向があったため、再度委員長報告及び中間報告の考え方を平成5年の決定に戻すこととした	H19.6.14決定
	6 議場及び委員会室への電子機器類の持ち込みについて	
	<p>①携帯電話、高機能携帯電話(スマートフォン)、パソコン、タブレット型端末(アイパッド等)等の電子機器の持ち込みを禁止する。ただし、議長から貸与されたタブレット端末及び区から貸与されたパソコンについては、この限りではない。 また、区議会議員については、常任委員会・特別委員会において、議員所有のノートパソコンもしくはタブレット端末を1人1台まで追加で持ち込むことを可能とする。</p> <p>②委員会でのパワーポイント、プロジェクターの使用に伴う、パソコンの持ち込みについては、原則禁止とする。ただし、効果的な説明その他の理由により委員会の許可を得たときは、この限りではない</p> <p>③「予算・決算特別委員会でのプロジェクター、スクリーン導入」について、ICT推進委員会(R3.9.1)で確認された内容を踏まえ、プロジェクター、スクリーンの導入ではなく、タブレット端末等を活用することとした。</p>	<p>R3.6.2決定</p> <p>(追加持込について) R4.11.24決定</p> <p>H23.11.30決定</p> <p>R3.9.9決定</p>
	7 予算・決算審議の充実について	
	<p>①予算・決算の審議日を2日間増やし、審議日程を8日間とする</p> <p>②委員会の会議時間を、午後1時から午後5時15分までを目途とする</p>	H25.12.17決定
	8 決算・予算特別委員会における正副委員長の質問について	
	①決算・予算特別委員会においては、正副委員長は質問しない	H27.8.31決定
	9 決算・予算特別委員会における速記者について	
	①平成30年度決算特別委員会(平成31年度開会)以降の決算・予算特別委員会には、速記者は配置しない	H30.9.11決定

会派代表者会議	1 一人会派の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事長会の出席は3人以上の交渉会派とする ・議会運営委員会は、所属議員4人に1人の割合で委員を選出する(H15.6.26議運で3人に1人の割合に変更) ・附属機関委員の選出は、3人以上の交渉会派からとする ・質問は、一般質問とする 	H7.5.31決定
---------	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会だより編集委員会、図書委員会、ICT推進委員会はオブザーバーとして出席を認める (ICT推進委員会については、H29.9.13幹事長会において決定) 	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

議会改革検討会	1 港区議会政務活動費審査会の設置について	
	①政務活動費に関し、調査検討するため、港区議会政務活動費審査会を設置する	H28.3.25決定

ICT推進委員会	1 ペーパーレス化の推進について	
	①委員会等の開会通知について、紙での通知を廃止し、メール等にて通知する	H29.11.24決定
	②議案・委員会資料等については、令和4年4月から原則電子データのみ提供とする	R3.2.9決定
	③本会議において、議事運営の用途に限り、正副議長及び運営正副委員長は貸与端末以外にもう1台電子機器を持ち込むことができる	R4.8.31 ICT推進委員会 →R04.09.08幹決定
	2 動画の公開期間について	
	①区議会ホームページ上のインターネット映像配信システムにおける動画の公開期間は4年、事務局における動画の保存期間は8年とする。	H29.10.23決定
	3 委員会資料のインターネット上の公開について	
	①常任・特別委員会閉会后、準備のでき次第、区議会ホームページ上に資料を公開する。	H31.1.16決定
	4 議員質問時の電子機器を使用した資料の取扱いルールについて	
	①予算・決算特別委員会の質問に際し、各議員が用意する補足資料について電子データの使用を可能とし、また、区議会ホームページにおいて公開することを決定。	R4.1.27決定